

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の口にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 千 葉 麻 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 26 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 650, 000 1, 320, 000	一括	330, 000	35, 377	0
1	980, 000				
2	670, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市水沢佐倉河字八ツロ
 地 番 5 1 番 1
 地 目 宅地
 地 積 5 3 1. 2 0 平方メートル

- 2 所 在 奥州市水沢佐倉河字八ツロ 5 1 番地 1
 家屋 番号 5 1 番 1 の 2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 5 5. 9 7 平方メートル
 2 階 4 1. 4 0 平方メートル
 (現況)
 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 1 5 5. 7 平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 物置
 構 造 木造瓦葺鉛鉄板葺平家建
 床 面 積 約 4 1. 1 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 9 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 千 葉 麻 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 5 1 番 1 の 1）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市水沢佐倉河字八ツロ
 地 番 5 1 番 1
 地 目 宅地
 地 積 5 3 1. 2 0 平方メートル

- 2 所 在 奥州市水沢佐倉河字八ツロ 5 1 番地 1
 家屋 番号 5 1 番 1 の 2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 5 5. 9 7 平方メートル
 2 階 4 1. 4 0 平方メートル
 (現況)
 構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 1 5 5. 7 平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 物置
 構 造 木造瓦葺鉛鉄板葺平家建
 床 面 積 約 4 1. 1 平方メートル



令和8年(ヌ)第15号

令和8年4月14日受理

令和8年6月18日提出

現況調査報告書



盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 奥州市水沢佐倉河字八ツ口 |
| | 地 番 | 5 1 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 3 1. 2 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 奥州市水沢佐倉河字八ツ口 5 1 番地 1 |
| | 家屋番号 | 5 1 番 1 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 5 5. 9 7 平方メートル |
| | | 2 階 4 1. 4 0 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録（物件1、2）」のとおり	
住居表示	(未実施)	
土地	物件1	
現況地目	■宅地	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺平家建 ☒ 床面積：約155.7平方メートル	
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：物置 構造：木造瓦葺鉄板葺平家建 床面積：約41.1平方メートル	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、西側で「道」に接面している。
現況、本土地は、西側で幅員約11.0メートルの両側歩道付舗装県道「西根佐倉河線」に接面している。
- 3 本土地には家屋番号51番1の1の建物の登記がある。Bの陳述によれば、火災で焼失したとのことである。代わりに未登記の建物が建築されている。この未登記の建物は①課税台帳上、Aが納税義務者であり、Aの所有と思われること②物置であり、物件2建物の常用に供されているとみられること③物件2建物に附属すると認められる程度の場所的關係にあることから、物件2建物の附属建物と認めた。

■物件2 建物関係

- 1 本建物には未登記の附属建物がある（物件1土地関係3記載のとおり）。
- 2 主である建物は、Bの陳述及び建物内の状況から、平成9年頃に2階を取り壊し、1階の一部を増改築したものであり、目的物件との同一性が認められる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (A (債務者兼所有者) の妹	物件2建物は、Aが住居として使用しています。火災があったため、平成9年ころに主である建物を増改築し、2階建てを平家建としたようです。また、火災の際に以前あった畜舎(家屋番号51番1の1)は消失し、未登記附属建物が建てられたと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月14日(火)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和8年4月15日(水)	執行官室(郵便)	奥州市役所へ課税関係資料申請
令和8年4月15日(水)	執行官室	道路照会(HP閲覧)
令和8年4月20日(月)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料追加申請
令和8年5月25日(月)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和8年6月16日(火) 10:20-11:10	物件所在地	B、C立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☒ 令和 8 年 6 月 16 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行し、立会人 C を立ち会わせて建物内に立ち入った。

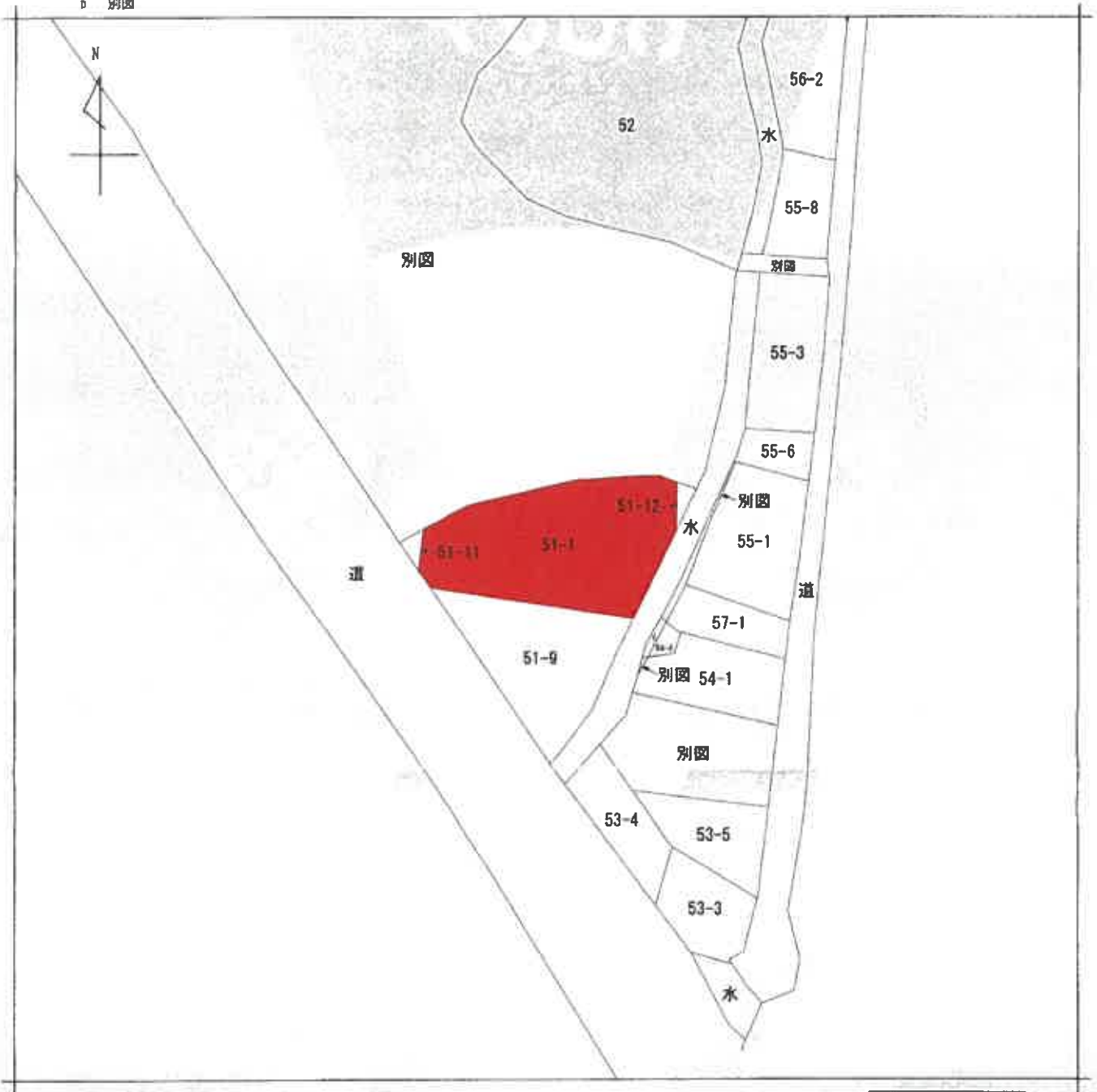
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

54-4
別図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 水沢佐倉河
字八ツ口

請求部	所在	奥州市水沢佐倉河字八ツ口				地番	51番1				
出力縮	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項		

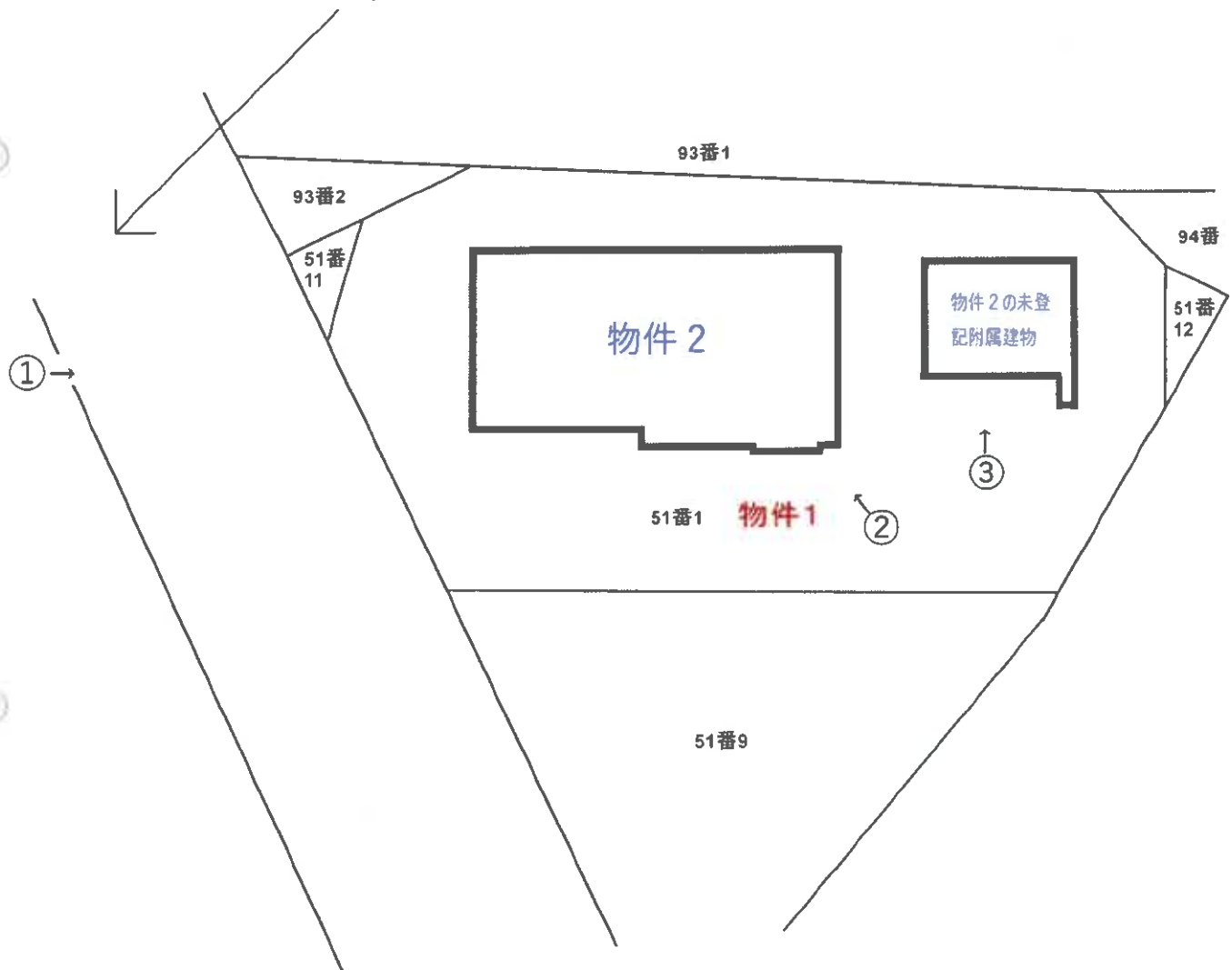
- (1) 平成30年5月10日
この図面に記載されている建物の全部又は一部についでその所在又は家屋番号が変更された。上記の日付は、この図面に変更内容を記載した日付である。

A3判をA4判に縮小

令和8年(又)第15号 土地建物位置関係図

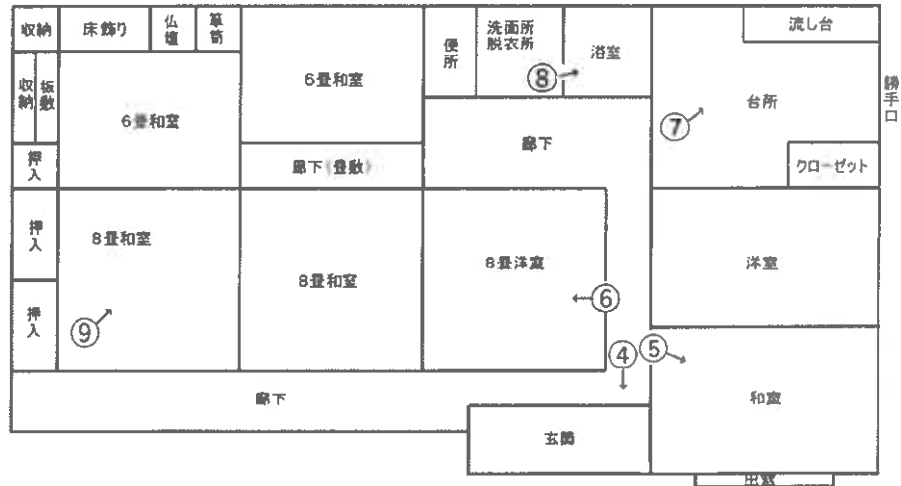
1:300

幅員約11m両側歩道付
舗装県道西根佐倉河線

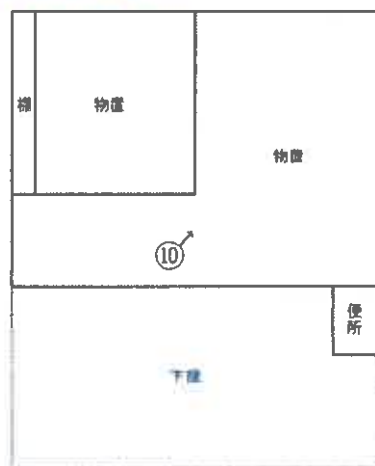


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。

令和8年（又）第15号 物件2建物間取図



未登記附属建物



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10



令和8年(ヌ)第15号
令和8年6月16日 現地調査
令和8年6月23日 評価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

城 石 雅 彦

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1、2	金1,650,000円
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 980,000円
物件2（建物）	金 670,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 地 地 目 積	奥州市水沢佐倉河字八ツ口 5 1 番 1 宅地 5 3 1 . 2 0 m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	奥州市水沢佐倉河字八ツ口 5 1 番地 1 5 1 番 1 の 2 居宅 木造瓦垂鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 1 5 5 . 9 7 m ² 2 階 4 1 . 4 0 m ²	附属の未登記建物が 1 棟あ る。 木造瓦垂鉛メッキ鋼板葺平家 建 概測約 1 5 5 . 7 m ²
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東北本線「金ヶ崎」駅の南東方約2.8km(道路距離)、最寄りバス停「八幡神社前」の南東方徒歩約1分に位置する。	
付近の状況	戸建住宅に事業所が介在するほか、農地等の空闲地が多く残る県道沿いの地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 用途地域の指定なし 70% 200% なし 奥州市防災マップの洪水浸水想定区域外
画地条件	地間奥行 形状その他	531.20㎡ 約13m 約35m やや不整形地 地勢は概ね平坦
接面道路の状況	西側が幅員約11m両側歩道付の舗装県道西根佐倉河線に等高に接面している。	
土地の利用状況等	土地所有者が物件1上に、物件2の建物を所有し、占有している。また、土地建物位置関係図のとおり、未登記建物が1棟設置されている(現況調査報告書参照)。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：なし	
特記事項	・ 土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は、指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地(胆沢城跡：平安時代の城柵跡)に指定されており、土木建築工事を行う場合は申請・協議を要するが、試掘調査の結果、遺跡を発掘調査をすることになった場合は、一般住宅の建築については原則補助の対象となる。また、敷地の東端部(敷地の約22%)が国指定史跡(胆沢城跡：平安時代の城柵跡)に指定されており、当該部分についての建築物の新築・増築・除去等の現状変更については申請・許可を要する(奥州市教育委員会事務局歴史遺産課)。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和37年11月3日新築 増改築（固定資産課税台帳）：平成9年頃 経過年数：約64年 経済的残存耐用年数：耐用年数は概ね尽きており、経済的残存耐用年数はほとんど認められない。
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦垂鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス、じゅらく壁等 天 井：ビニールクロス、板張り等 床：畳、フローリング等 設 備：電気、給排水等一式 その他：屋根に太陽光発電システムが設置されている。 （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	現況床面積は概測で約155.7㎡である。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：建物間取図のとおり
品 等	建物は旧式化しており品等は劣る
保守管理の状態	建物の建築年次が相当に古く、物理的老朽化、機能的陳腐化や老朽化が認められる。保守管理の状態は普通。
建物の利用状況	建物所有者が、本建物を住居として使用し、占有している（現況調査報告書参照）。
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 （未登記附属建物の概要） 種 類：物置 構 造：木造垂鉛鉄板葺平家建 床面積：概測約41.1㎡ 建築年（固定資産課税台帳）：平成9年頃新築 その他：建物所有者が物置として使用しており、物理的に老朽化している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	10,600	0.91	531.20	0.4	2,050,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 奥州(県)-9

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

14,500 円/㎡ × 100/100 × 100/101 × 100/136 ≒ 10,600 円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：道路方位 +1%

◇地 域 格 差：街路条件-3%、環境条件+40%

(100%-3%) × (100%+40%) ≒ 136%

イ 個 別 格 差：道路方位+1%、形状-5%、一部国指定史跡-5%

(100%+1%) × (100%-5%) × (100%-5%) ≒ 91%

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：老朽化した建物が存すること、当該建物の状態・規模等を考慮して査定した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面 積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2主である建物	130,000	155.7	0.03	610,000
2未登記附属建物	80,000	41.1	0.03	100,000
2 合計				710,000

ウ 現価率：本件建物の経過年数及び現況等を考慮の上、経済的残存耐用年数は概ね尽きていると判断されることから、現価率を3%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,050,000	0.2	法定地上権	410,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ・1②エ) ア	土地利用権価 格の控除及び 加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,050,000	-410,000		1.0	0.6	980,000
2	710,000	+410,000	1.0	1.0	0.6	670,000
一括価格 (合計)						1,650,000

ウ 占有減価修正：特にないと判断した。

エ 市場性修正：特にないと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査基準地価格（奥州(県)－9）

所 在：奥州市江刺愛宕字東下川原87番外

価 格：14,500円/㎡

位 置：「水沢」駅北方約5.3km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：641㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：北西側8m市道に接面

用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域

第1種住居地域

指定建ぺい率60%、容積率200%

地 域 の 概 要：中規模一般住宅、農家住宅等が混在する住宅地域

第 7 附属資料の表示

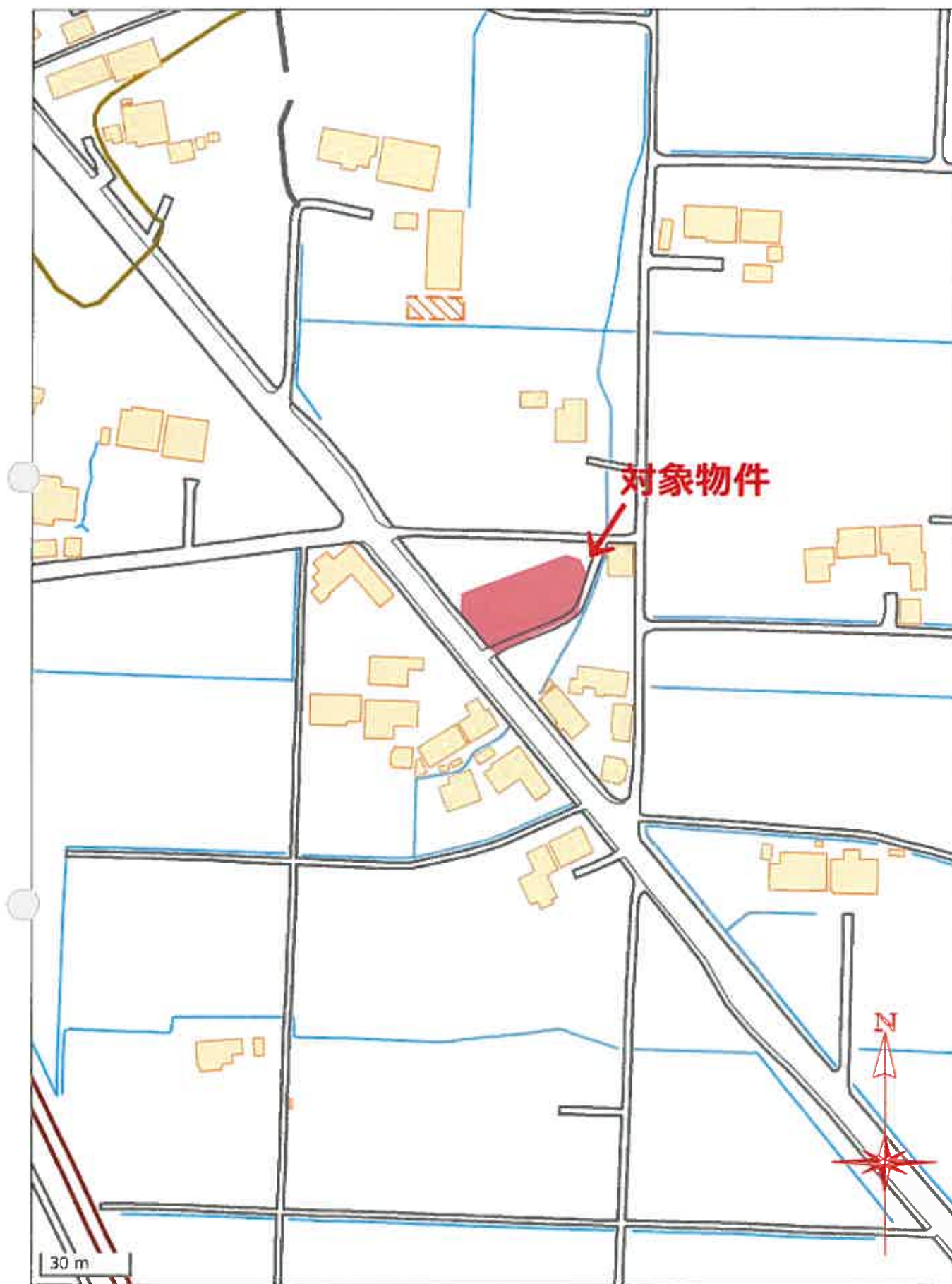
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上



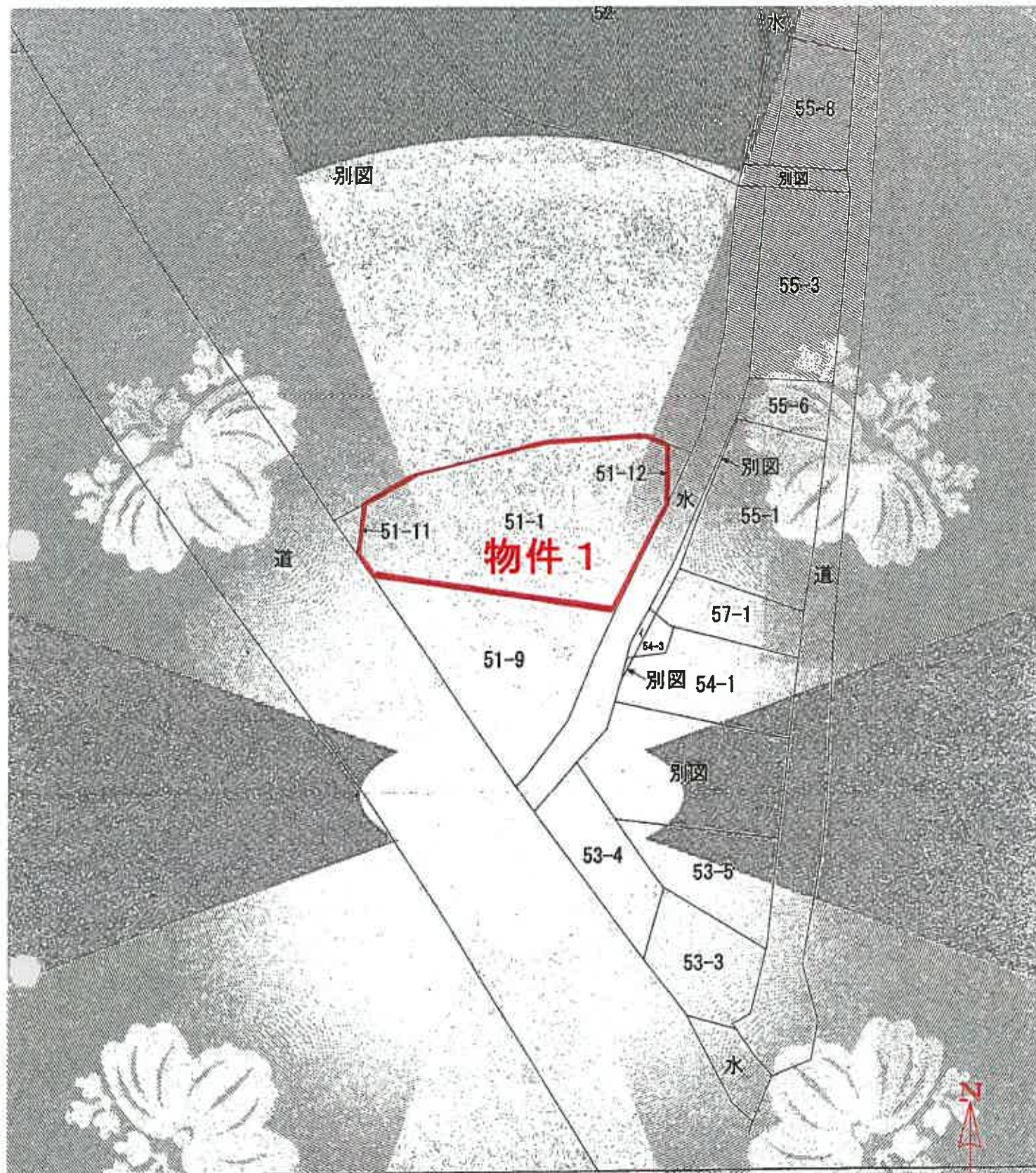
電子地形図（国土地理院）を加工して作成

位置図



電子地形図（国土地理院）を加工して作成

位置図

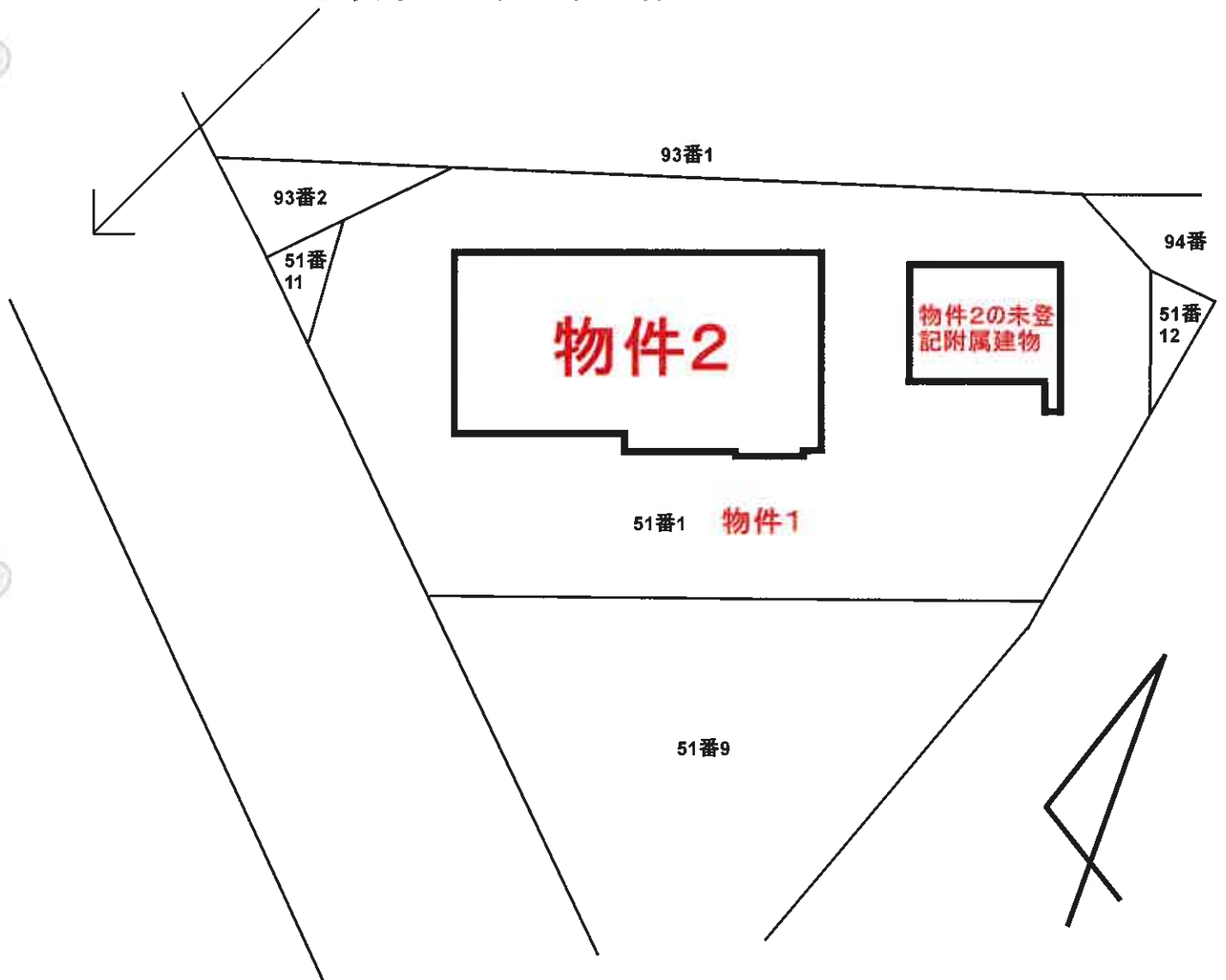


は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



土地建物位置関係図

幅員約11m両側歩道付
舗装県道西根佐倉河線

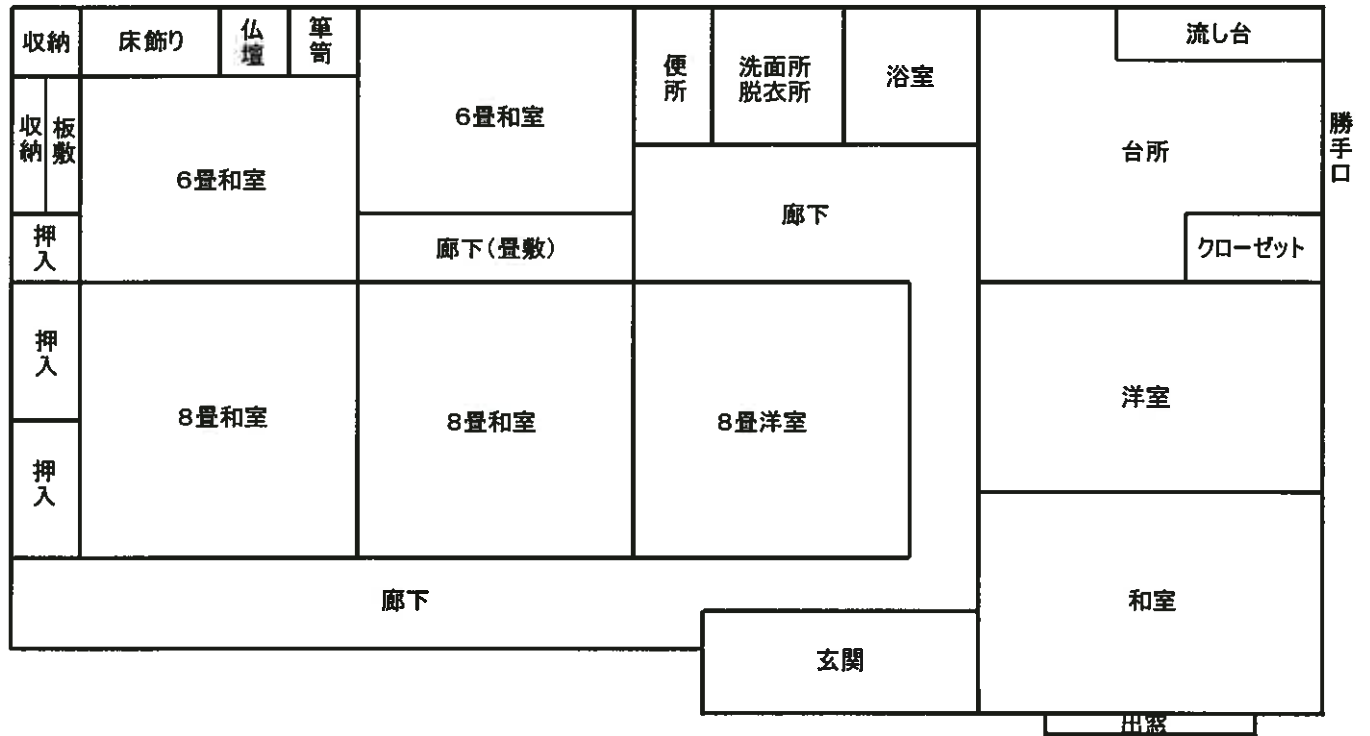


1:300

※土地の形状及び建物の位置関係は、概略を記載したものである。

建物間取図

物件2



未登記附属建物

